

堺市景観計画(案)の概要

1. はじめに

〈景観計画策定の背景〉

景観に対する社会環境が変化し、景観が担う役割の重要性が増す中、これまでの本市の施策を継承し、今後も、堺らしい景観を形成していくには、今ある景観を守り育み、新たな景観を創っていく意識と行動や、より一層実効性をもった景観誘導と地域特性に応じたメリハリのある景観施策の展開が必要

(1) 関西を代表する都市・堺のブランド形成

地域の資源を活用した個性的で魅力と活力ある都市づくりを進め、良好な景観を都市イメージとして発信

(2) 堺の都市再生と魅力ある景観づくり

百舌鳥古墳群周辺環境の保全や都心の再生などのまちづくりと連携した魅力ある景観づくり

〈景観形成の意義〉

良好な景観形成に関する取組みを継続することが、快適で、潤いある生活環境の実現や、国際的な歴史文化都市としての都市イメージの構築、まちの活力を創出し、住みたい、訪れたいまちづくりの実現につながる。

○潤いある豊かな生活環境の実現

より良い景観形成は、快適で住みよい、潤いある豊かな生活環境を実現

○堺の豊かな歴史文化を活かした都市イメージの構築

文化、伝統や固有の地域資源をまちづくりの源泉とした景観形成

○人々の交流の活性化とまちの活力の創出

都市の魅力が高めることで人々の交流を活性化し、まちの活力を創出

2. 活かしたい堺の景観と景観形成の理念・基本方針

堺を特徴づける重層性ある景観を「活かしたい堺の景観」として示す。
(百舌鳥古墳群周辺、旧街道沿い、堺旧港、堺環濠都市、黒山、阪堺線沿線、浜寺、大美野、都心、臨海部、泉北ニュータウン)

〈理念〉

ー共に守り、育み、創造する景観文化ー
古代から未来へ 輝くまち・堺

〈基本方針〉

“堺で暮らす”魅力を高める

“堺文化”の個性を守り育む

活力ある“まちの顔”をつくる

堺市の景観特性

- 南部丘陵から台地、平地、海へとなだらかにつらなる「自然景観」
- 古代から中世、近世、近代そして現代が重なりあう「歴史・文化景観」
- 海から丘陵へとむかい形成された「市街地景観」
- 「活動による景観」

3. 地域別景観形成方針

特徴ある7つの地域に区分



〈特徴ある7つの地域毎に景観形成の方針を設定〉

都心・周辺市街地景観

古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造



近都市街地景観

暮らしの中で歴史・文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造



郊外市街地景観

緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全



田園景観

丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全



丘陵市街地景観

活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観及び周辺の自然、田園景観の保全



丘陵地景観

多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全



臨海市街地景観

産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成



4. 景観形成の推進方策

〈推進方策の基本的な考え方 ～3つのレベルを展開～〉

〈全市レベル〉

全市における景観形成
市の景観の底上げ

市民・事業者・行政の協働による景観まちづくり

〈地域・地区レベル〉

重点的に景観形成を図る地域
先導的な景観形成・誘導

重点的に景観形成を図る地域の指定

担保力を強化、重点的な施策の展開など

特性等を踏まえたきめ細かな基準で誘導

〈コミュニティレベル〉

住民主体の景観まちづくり
住民主体の景観まちづくりを促進

さまざまなまちづくり活動との連携

住民主体の景観まちづくりの活動支援

〈全市における景観形成〉

(1) 大規模建築物等の景観誘導

→法に基づく届出制度への移行

これまでの大規模建築物等の届出制度を法に基づく届出制度に移行し、地域特性を踏まえた基準の充実及び色彩基準の導入

→ガイドラインの策定(より良い景観形成に向けた指針)

(2) 景観資源の保全・活用

→各種制度を活用した保全・活用(景観重要建造物、景観重要樹木)

(3) 公共事業による景観形成

→公共事業による積極的な景観への配慮、公共施設デザインマニュアルの改訂等

(4) 屋外広告物の景観形成

→美しいまちなみの形成と安全に配慮した掲出に向けた取り組み

〈重点的に景観形成を図る地域〉

○百舌鳥古墳群周辺地域、堺環濠都市地域

○「活かしたい堺の景観」に示す地域など、まちづくりの熟度等に応じて順次地域を指定

〈地域指定の考え方〉

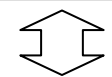
- ①堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域
- ②堺の顔となる場所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域
- ③まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域
- ④その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域

〈住民主体の景観まちづくり〉

自主的なまちづくり活動の促進

まちづくり活動の支援

まちづくりのルール化支援



景観形成を先導する
担い手づくり